

くらしの安心情報

情報ファイル NO. 7

平成19年1月10日

人生相談に出かけたら、相談料の他に、 高額な^{きとうりょう}祈祷料などを請求された...

被害内容

【相談者 80代女性 (県西部)】

新聞の折込み広告を見て、孫娘の縁談の相談をしようと出かけたところ、2千円の相談料の他に、「家相が悪い。清めの塩とお札と^{きとう}祈祷が必要。」と^{きとうりょう}祈祷料150万円を払うよういわれ契約しました。とても高額なので解約を申し出たところ、「半額にするから払え！」と脅されました。怖くてどうしてよいかわからないのですが...

対処方法

- ・これは、「開運商法」「靈感商法」といわれ、他人の不幸や不安につけ込み「災いを取り除くため」、「開運のため」と称して商品やサービスを売りつける手口です。
- ・この商法は、被害が高額になるだけでなく、精神的な被害を伴うケースもありますので、注意が必要です。
- ・ク・リング・オフができる場合や、悪質な勧誘行為による解約ができる場合もあります。
- ・業者の説明や態度に不審な点があれば、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

家相が悪い！
除霊しないともっと
大変なことに...



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)